○東北地方整備局告示第３４号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成１９年３月１６日

東北地方整備局長　坪香　伸

第１　起業者の名称

福島県

第２　事業の種類

福島県立会津統合病院（仮称）整備事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　福島県会津若松市河東町谷沢字十文字及び字前田地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

福島県立会津統合病院（仮称）整備事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、福島県立会津統合病院（仮称）整備事業（以下「本体工事」という。）は、地方公共団体が設置する病院に関する事業であり、法第３条第24号に掲げる事業に該当する。

また、本体工事の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業であり、本体工事の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事は、土地改良区が設置する用水路に関する事業であり、いずれも法第３条第５号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、福島県が福島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年福島県条例第77号）により設置した福島県立病院事業に係る病院を整備するものであり、また、病院の開設にあたっては、医療法（昭和23年法律第205号）第７条第１項の規定により開設地の都道府県知事の許可（以下「開設許可」という。）を要するところ、福島県知事から本件事業に係る病院について開設許可を与える見込である旨の意見があることから、起業者は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

福島県立病院事業は、県民の健康保持に必要な医療を提供するため、平成１９年２月末現在で９箇所の病院と１箇所の診療所を運営している。

しかしながら、会津若松市に存する福島県立会津総合病院及び喜多方市に存する福島県立喜多方病院（以下「両病院」という。）は、当初の建築から約40年が経過しているため建物の老朽化が著しく、特に、福島県立会津総合病院の外来管理棟及び新館については、平成８年度に福島県が行った耐震診断において、大地震の震動及び衝動に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いとされているなど、早急にその改善が必要となっている。また、両病院については、平成17年３月に福島県立病院改革審議会が福島県立病院の在り方等を取りまとめた答申において、県立病院等のネットワークの中核となる病院として、統合・整備すべきであるとされている。

本件事業は、近年の道路交通網の整備等により接近性が増している両病院を統合したうえで、会津若松市に新たな県立病院を整備するものであり、本件事業の完成により、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の耐震関係規定の基準による建物の構造耐力が確保されることから、災害時等に医療活動の責務を有する県立病院の安全性が向上する。さらに、会津地方の地域的な疾病特性に対応した一定の高度医療を提供するために必要な設備、地域医療を担う医師等の教育・研究のために必要な設備及び救急患者等の広域的な搬送等のために必要なヘリポートなどが整備され、会津地方の県立病院等のネットワークの中核となる病院としての機能が充実・強化されることから、会津地方全体の医療の確保及び水準の向上に大きく寄与することも見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成18年11月に任意で実施した調査によると、本件事業地内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件事業地内の土地においては、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、建物の老朽化が著しい両病院を統合したうえで、会津地方の県立病院等のネットワークの中核となる新たな県立病院を整備する事業である。

本件事業の起業地については、会津若松市河東町地内（申請案）及び喜多方市塩川町地内を候補地に選定したうえで比較検討が行われており、潰れ地面積が同等であること、公共交通機関の利便性に優れていること、広域・高速交通拠点に近いこと、他の県立病院や民間医療機関との連携を図るうえで位置的に優れていること及び事業費が同等であることなど、社会的、機能的、医療的及び経済的観点から総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本体工事の施行に伴う農業用道路及び農業用水路付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理性があると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、両病院は建物の老朽化が著しいことから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、会津地方の住民より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

福島県会津若松市役所